(3)～(5)　（略）	(3)～(5)　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第二百八十号）の施行に伴い、及び悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第四条第二項第二号の規定に基づき、悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

環境大臣　伊藤信太郎

悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（排出口における臭気排出強度及び臭気指数に係る規制基準の設定方法） **第六条の二**　法第四条第二項第二号の環境省令で定める方法は、次の各号の排出口の高さの区分ごとに、当該各号に定める方法とする。ただし、排出ガスの臭気指数として同項第二号の規制基準を定める場合、その値は同項第一号の規制基準として定める値以上でなければならない。 一　排出口の実高さが十五メートル以上の施設　イに定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）の量を算出する方法 イ　（略） ロ　イに規定するF_{max}の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。 （1）　次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第四項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の二・五倍以上となる場合　排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値 （2）　（略） 二　（略）	（排出口における臭気排出強度及び臭気指数に係る規制基準の設定方法） **第六条の二**　法第四条第二項第二号の環境省令で定める方法は、次の各号の排出口の高さの区分ごとに、当該各号に定める方法とする。ただし、排出ガスの臭気指数として同項第二号の規制基準を定める場合、その値は同項第一号の規制基準として定める値以上でなければならない。 一　排出口の実高さが十五メートル以上の施設　イに定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）の量を算出する方法 イ　（略） ロ　イに規定するF_{max}の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。 （1）　次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第三項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の二・五倍以上となる場合　排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値 （2）　（略） 二　（略）

附　則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。